

徳島大学工業会関東支部 会則

第1条 本支部は徳島大学工業会会則第21条に基づき設置される徳島大学工業会関東支部と称す。

第2条 本支部は事務所を支部長宅に置く。

第3条 本支部は徳島大学工業会会則を踏襲し、関東支部会員相互の連絡を密にし、親睦を図るとともに、会員並びに母校の隆盛発展に寄与することを目的とする。

第4条 関東支部会員は関東地区並びにその近傍の徳島大学工業会会員をもって組織する。

第5条 本支部は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦を図る懇親会等の開催
- 2 その他本支部の目的達成に必要な事項

第6条 総会は会員をもって構成し支部長が招集する。その決議は出席者の過半数により支部長がこれを採決する。総会は隔年1回開催し、また、必要に応じて臨時総会を開催する。

第7条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- 1 会則の変更
- 2 支部長、監事の選任
- 3 事業報告書および収支報告
- 4 その他重要事項

第8条 本支部には次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| 1 支部長 | 1名 |
| 2 副支部長 | 若干名 |
| 3 監事 | 1名 |
| 4 幹事 | 若干名 |

第9条 副支部長、幹事は支部長の指名とし、土木系、機械系、化学系および電気系より各1名以上選任する。

第10条 支部長は支部を代表し会務を統括する。副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。監事は会計を監査し、幹事は会務の運営、会員間の連絡等を行う。

第11条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第12条^(改) 支部長、副支部長、監事および幹事をもって構成する役員会は随時開催する。

第13条^(改) 本支部に顧問を置くことができる。顧問は支部長が委嘱する。顧問は支部長の要請で役員会に出席することが出来る。

第14条 本支部の経費は本部交付金、臨時会費および寄付金をもって充てる。臨時会費は、総会その他随時集会の際、その場の費用支弁のため集金する。

第15条 本支部の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第16条^(改) 会則の変更は役員会で議決し、総会で報告する。

付則（来歴） ■改訂箇所表示；右肩に^(改)

1. 平成元年（1989年）4月1日、設定。
2. 平成28年（2016年）6月15日、改訂。